


平成14年4月から保育所へ入所を希望する方は，次の要領で申込み を受付けますので，必ず期間内にお申込みください。

なお，平成13年度入所している児童で，申込み時に平成14年度の入所も引続き希望している場合は，新たな入所申込書は不要です。


之入所資格
（1）母親がいつも外に出て働いている場合
（2）母親が昼間家庭内で家事以外の仕事をしてい る場合
（3）母親が妊娠中であるか又は出産後間がない場合
（4）母親が，病気又は障害の場合
（5）母親が，病人，障害者の看護などに従事してい る場合
（6）家庭が災害にあった場合
※ただし，母親が保育できなくても家庭に保育できる方 がいる場合は，入所の対象とはなりません。

之入所対象児童と定員

| 保育所（園） | 定 員 | 年 | 齢 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 松前保育所 | 120名 | 満0歳 | 歳児 |
| 宗意原保育所 | 60 名 | 満1噦 | 歳児 |
| 黒田保育所 | 60 名 | 満0歳児～満5歳児 |  |
| 小富士保育所 | 60 名 |  |  |
| 二名保育所 | 90 名 | 満1歳児～満5歳児 |  |
| 白鶴保育所 | 60 名 |  |  |
| 若葉保育所 | 45 名 | 満0歳児～満5歳児 |  |
| 岡田保育園 | 45 名 |  |  |

（平成14年4月1日現在の年齢）
※0歳児については，平成 13 年 4 月 2 日から 9 月 30 日の期間に出生した児童を対象としています。希望者多数 の場合は，抽選により決定します。
※なお，保育所の定員に余裕がないときは，希望の保
育所に入所できない場合がありますのでご了承ください。 ※松前保有所では，延長保育を実施しています。
延長保育を希望する方は，松前保育所を指定してく ださい。（他の保育所では，実施していません。）
延長保育は午前7時から午後7時まで。なお，延長保育は有料です。

之入所申込み
受付場所 入所希望保育所
受付期間 11月1日（木）～30日（金）の執務時間中 ※必ず印鑑をご持参ください。

## 之入所申込み書類

## ＊申込み時（11月1日～30日）に揃える書類

○入所児童 1 人につき 1 枚の入所申込書
○入所要件調査票（できるだけ詳細に記入してください。）
○自宅から入所希望保有所までの地図（略図）
○勤務証明書等
※入所申込書等の用紙は，役場福祉課，各保有所（園） にあります。

> 太面接時 (平成14年3月初旬予定) に提出する書類○給与所得のある方…平成13年分源泉徴収票
> ○自営業の等の……平成13年分所得税の確定申告書の写し

上記の書類の提出がない場合は，正確な保有料が決定できません。7月の保育料の見直し時に，保育料 の負担増となることがありますので，ご注意ください。

## 设保育料算定

保育料は，保育所入所児童の父母等扶養義務者 の所得税，町民税の税額により算定
－所得税の課税されている世帯…父母等の平成13年分所得に係る所得税で算定
－所得税の課税されない世帯…父母等の平成13年度町民税により算定

## 之入所の決定

入所申迄み者及び在所者全員に面接（平成14年 3月初旬ごろ予定）を行い，そのうえで富査して決定します。入所承諾書については，3月末ごろ までに各家庭に送付します。

## そお問合せ先

役場福祉課児童福祉係

